

滞納するといふこんなことになんか...

国民の三大義務の一つ『納税』。税金は町民皆さんのくらしを守る大切な財源です。その大切な税金を滞納したまま放置していると、

① 預金を調べられる

(担当) 「課長、滞納者Xは、〇〇銀行に預金がありました！」

(課長) 「よし、差押だ。」

預金を差押えます。

② 職場に通知が届く

(担当) 「課長、滞納者Xは、株式会社Xに勤めています。」

(課長) 「よし、給与照会だ。」

給与を差押えます。

③ 生命保険が損害保険が...

(担当) 「課長、滞納者Xは△△保険会社に毎月保険料払ってますよ。」

(課長) 「解約返戻金があるかもしれない。よし、△△保険に照会だ。」

保険を解約し、解約返戻金を差押えます。

④ 家宅捜索なんてことに!

(担当) 「滞納者Xは、分納の約束をまったく守りませんし、連絡もとれません。納付する

意思がまったく見られません。」

(課長) 「預金など調べたのか？」

(担当) 「すべて調べましたが、何も...。」

(課長) 「仕方ない。よし、家宅捜索だ。」

家宅捜索し、価値のあるものを差押えます。



*国税徴収法第141条に基づき、徴税吏員(職員)は、滞納者の財産を調査することができます。そして、預金など差押可能な財産がないかを調べます。そこには、**個人のプライバシーは存在しません!**

税金を滞納していると、あなたの知らないところでこのようなことになりかねません。こうならないためにも、税金は納期限内に納付をしてください。

ご相談ください

テレビで毎日見る『過払金請求』のコマーシャル。これは、今でも多くの方の過払金が戻ってくる事案があるという証拠です。消費者金融・クレジット会社から過去にお金を借りて返済していた、今も返済中、返済が滞っている方はいませんか？
過払金があるかもしれません!

大山町においても過払金が戻ってきた事例があります。一人で抱え込まずに、ぜひご相談ください。

Q. 過払金ってなに？

A. 平成22年6月まで、ほとんどの消費者金融、クレジット会社は、違法な金利で貸付けをしていました。法律で認められた利率で計算した差額が「過払金」です。

Q. 過払金に時効はないの？

A. 時効は、10年です。
(最終取引終了から10年)



◆問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208

平成26年度の差押えの実施状況

財産の種類	件数	換価額
預貯金	32	100万5,488円
生命保険等	3	23万8,868円
不動産	1	0円
給与	2	44万3,840円
その他債権	1	2万3,760円
所得税還付金	30	39万9,441円
計	55	211万1,397円